

Weekly コラム

令和 3 年 8 月 31 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

70 歳迄の就業努力義務

◆今までの雇用確保とは違う就業形態

4 月から施行された 70 歳までの就業確保努力義務、長期的には人手不足の緩和のため高齢者に長く働いてもらいたい、年金の受給開始延長にもつなげたいという意図もあると思えますが、会社や個人はどのような対策を取れるのでしょうか？

◆高年齢者雇用安定法の改正点

今までは本人が希望すれば原則的に 65 歳までの雇用が確保される制度でしたが、今回の 65 歳以上、70 歳未満の就業を可能にする制度では大きく違う点が 2 つあります。

一つは 70 歳までの就業確保措置は努力義務であるということです。65 歳を超えて働いてもらうために、一定の裁量権が与えられ、後述の 5 種類の措置のうち複数を組み合わせたり、対象者を全員としなくとも選抜したりもできます。選抜基準は過半数代表者との協議が必要とされています。また、新制度では元の勤務先と無関係の会社が再雇用先になることもあります。

二つ目は 65 歳以上の対象者と労働契約は結ばず雇用以外の働き方をさせることも認められ、フリーランスや個人事業主として業務委託契約で就業させたり、又は会社に関係する社会貢献団体に働かせることもできます。

◆65 歳以上の働き方のパターン

①70 歳までの定年の引き上げ……定年を 60 歳や 65 歳から 70 歳にする。雇用は維持されるが退職金の問題などを決めなおす必要があり

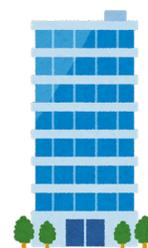
②定年廃止……定年制度自体をやめる。体力が続く限り就労もあり

③70 歳までの継続雇用制度……有期で反復雇用、他の会社で雇用、能力による処遇。一般的に賃金は下がる

④70 歳までの継続的な業務委託……仕事内容、対価は会社と相談し決定、会社の指揮命令は受けない。労働基準法は適用されず労働法の保護はない

⑤70 歳までの継続的な社会貢献活動……会社が実施または委託等する出資団体の活動に参加。勤務先は選べない

以上のように 70 歳までの雇用を確保する場合、会社の方針は何なのか、自分ではどのように働きたいのか、健康面等、会社の提案をよく考えて検討することが必要でしょう。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX 不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。